

アンカレッジ宣言

2009年4月24日

2009年4月20-24日、北極圏、北アメリカ、アジア、太平洋、ラテンアメリカ、アフリカ、カリブ海、ロシアの先住民族の代表がアラスカ・アンカレッジで一堂に会し、「気候変動に関する先住民族の世界サミット」を開催した。アートナおよびデナイナ・アサバスカンの人々の土地に集った私たちは、彼らに感謝する。

私たちは、気候変動の影響や根本原因に対して最も脆弱な地域に住む先住民族としての連帯を表明する。土地、大気、水域、海洋、森林、海氷、植物、動物たちと私たち人間の共同体の間に、壊すことのできない神聖な結びつきがあり、それが私たちの存在の物質的・精神的な基礎となっていることを再確認する。

私たちは、持続可能でない開発によって気候が急速に破壊されていることに、強い危機感を抱いている。私たちの文化、健康（人間と環境の両方の）、人権、福祉、伝統的な生活、食料システム、食料主権、地域インフラ、経済活力、そして私たちの先住民族としての生存そのものが、不釣り合いに深刻な悪影響を受けている。

母なる大地はもはや気候変動の時期を過ぎ、気候の危機と言うべき状態にある。したがって私たちは、生活の諸領域への破壊と冒涇を直ちに終わらせるべきことを主張する。

私たち先住民族は、その知識、霊性、科学、実践、経験、そして先祖伝来の土地・領域・水域・大気・森林・海洋・海氷その他の天然資源および生きとし生けるものすべての結びつきを通して、母なる大地を守り癒すという重大な役割を担っている。先住民族の将来は、その長老の英知、女性の神聖な地位の回復、今日の若者、そして明日を担う世代にかかっている。

私たちは、気候変動に関係するすべての意思決定の過程および活動において、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」（UNDRIP）に明記されている先住民族に固有の基本的な人権と地位が、全面的に認められ尊重されなければならないことを訴える。そこには、UNDRIP第25-30条に盛り込まれた私たちの土地・領域・環境・天然資源への権利も含まれる。特定のプログラムやプロジェクトが私たちの土地・領域・環境・天然資源に影響を及ぼすときは、先住民族の自己決定権が認められ尊重されねばならない。その中では、「否」と言う権利も含めた、私たちの「自由で事前の、説明に基づく同意」への権利が強調されるべきである。国連気候変動枠組条約（UNFCCC）の合意事項や原則は、UNDRIPの精神とそこに盛り込まれている最低基準を反映したものでなければならない。

行動への呼びかけ

1. 国連気候変動枠組条約（UNFCCC）の基本的な目的を達成するため、私たちはUNFCCC第15回締約国会議に対し、先進国（付属書1）のための拘束力ある排出削減目標を、2020年までに1990年

の水準の少なくとも45%、同じく2050年までにその少なくとも95%とすることを支持するよう求める。気候変動の根本原因に鑑み、参加者一同は、各国に対し、化石燃料への依存の軽減に向け努力するよう求める。さらに、エネルギーの安全確保およびエネルギーの支配権獲得のため、地域コミュニティが所有・管理する分権化された再生可能なエネルギー経済・エネルギー源・エネルギーシステムへの公正な転換の必要性を訴える。

なお、サミット参加者一同は、とるべき行動について2つの選択肢を呈示することで合意した。各選択肢は、参加した1つもしくは複数の地域コーカスの支持を得ている。次のような選択肢である：

- A. 私たちは、化石燃料開発の段階的廃止、および、先住民族の土地・領域もしくはその付近における新たな化石燃料の開発の一時停止（モラトリアム）を求める。
- B. 私たちは、先住民族の発展の権利を損なうことなく、最終的には化石燃料の段階的廃止につながるような、プロセスを求める。

2. UNFCCCの各締約国に対し、気候変動に対処する戦略を立てるに当たっては、先住民族が共有する伝統的知識や実践の重要性を認識するよう求める。気候変動に対処するため、さらにUNFCCCに対し、温室効果ガス排出の原因をつくってきた「付属書1」国の歴史的な環境上の債務を認識するよう求める。これら「付属書1」国には、この歴史的債務を返済するよう求める。

3. 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）、ミレニアム生態系評価、その他の関連機関に対し、先住民族が気候変動のアセスメントを行なうのを支援するよう求める。

4. UNFCCCの意思決定機関に対し、先住民族の全面的かつ効果的に参加する、先住民族のための公式の機構・メカニズムを設置するよう求める。具体的には、UNFCCCが以下のことを行なうよう提言する：

- a. 伝統的知識と気候変動に関する、先住民族による定期的な専門知識の説明会を開催すること。
- b. 「気候変動に関する先住民族国際フォーラム」およびその地域担当者を認知し、助言機関としての役割を持たせること。
- c. UNFCCC事務局内に先住民族の担当者を直ちに置くこと。
- d. 先住民族と協議の上、UNFCCCの資金援助メカニズムの中に先住民族の代表を置くこと。
- e. 気候変動の影響に係るさまざまな活動・緩和策・適応策の立案・実施・モニタリングに際して、先住民族の地域コミュニティの全面的・効果的な参加を保障するため必要な措置を取ること。

5. 森林の減少・劣化による排出削減(REDD)下のすべてのイニシアチブは、いかなる行動をとる前にも、先住民族の権利の承認と実施を確保しなければならない。これには、土地保有の確保、伝統的な方法・使用と慣習法に則った土地権原の承認、気候、生態系と人々の複合的な利益を含む。

6. 私たちは、先住民族の権利、土地、大気、海洋、森林、領域と水域に負の影響を与えるような気候変動への誤った解決策を放棄するよう、国家に対して喚起する。これらは、核エネルギー、大規模ダム、ジオ・エンジニアリング技術、「クリーンな石炭」、アグロ燃料、植林、そして炭素取引やクリーン開発メカニズム、森林オフセットなどの市場ベースのメカニズムを含む。先住民族が自らの森林や森林での生活を守る権利は、承認され、尊重され、確保されなければならない。

7. 私たちは、先住民族のエンパワメント、能力強化および教育のため、先進国および途上国における十分な直接の資金援助、およびすべての(気候変動への)適応、緩和、監視と技術移転を含む気候プロセスにおける先住民族の完全で効果的な参加のための基金の創設を呼びかける。私たちは、関連する国連機関に対し、先住民族の若者と女性が気候変動に関連するすべての国際および国内プロセスに関与することを確保するため、参加、教育、能力強化を促進し資金提供するよう強く呼びかける。

8. 私たちは、金融機関に対し、先住民族が極度の天災から回復できるよう、危険保険を提供することを要求する。

9. 世界保健機関(WHO)、国連教育科学文化機関(UNESCO)、国連先住民族問題常設フォーラム(UNPFII)を始めとするすべての国連機関に対し、気候変動の影響、とくに先住民族への影響について、その戦略と行動計画の中で取りあげるよう要求する。とくに、私たちは国連食糧農業機関(FAO)とその他の関連する国連機関に対して、先住民族の食の安全保障と食料主権に及ぼす気候変動の影響に対処するための先住民族作業部会を設立することを要請する。

10. 私たちは、国連環境計画(UNEP)に対し、黒色炭素の排出を削減するような国際的合意の交渉を主導する目的で、気候変動の短期推進、とくに黒色炭素に関する迅速評価を行なうよう要請する。

11. 伝統的な土地、大気、森林、水域、海洋、海氷および聖域に対する伝統的所有、使用、アクセス、占有および権原に関する集団的権利を含む、先住民族の基本的人権と地位を承認および実行するよう、そして同様に条約で承認された権利が、気候変動の緩和策における土地利用計画において是認されるよう、国家に対して要請する。とくに、国家は先住民族が移動の権利を持ち、伝統的な土地や領域から強制立ち退きまたは強制移住させられないこと、そして自発的に孤立する人々の権利が是認されることを確保しなければならない。気候変動による移住者に関しては、適切なプログラムと対策で彼らの権利、地位、置かれた状況、脆弱性が取りくまれないとされない。

12. 先住民族より収奪された土地、領域、水域、森林、海洋、海氷および聖域を返還および回復することを国家に要請する。こうした収奪により、先住民族の伝統的な生活様式へのアクセスは制限され、土地の誤用によって私たちの土地は気候変動につながるような活動と条件にさらされた。

13. 気候変動の危機に応じて私たちの集団的な生存に必要な資源を提供するため、私たちは、自らの共同体、水域、空域、森林、海洋、海氷、伝統的土地と領域を「食料主権地域」とすることを宣言する。この地域は先住民族が慣習法に則って定義および管理し、採掘産業と森林伐採、化学ベースの産業食糧生産システム(すなわち、汚染物質、アグロ燃料、遺伝組換え生物)から自由である。

14. 私たちは、自らの共同体が地方、国内および国際的なレベルで、知的所有権の保護と尊重を確保しながら、自らの伝統的知識、新しい工夫および実践に関し、情報交換することを奨励する。これらは、土地、水域、海氷、伝統的農業、森林管理、先祖伝来の種子、放牧、食用植物と動物、薬に関する知識と利用法を含む。そして、これらは気候変動の適応策および緩和策を発展させ、私たちの食料主権と食料自立を確保し、私たち先住民族の家族と民族を強化する上で必要不可欠である。

私たちは、伝統的知識の世代を超えた保護者たる先住民族の基本的権利が完全に承認され、尊重されれば、気候変動に関連する自らの伝統的知識、新しい工夫および実践を全人類と共有することを申し出たい。私たちは、緊急に集団的行動が必要であることを重ねて訴える。

気候変動に関する先住民族の世界サミット参加者の総意により 2009 年 4 月 24 日、アラスカ州アンカレッジにおいて採択。

原文：英語

(英・西・仏・露語版は「気候変動に関する先住民族の世界サミット」ウェブサイト <http://www.indigenoussummit.com/servlet/content/declaration.html> で閲覧可能)

日本語訳作成：

市民外交センター (<http://www005.upp.so-net.ne.jp/peacetax/>)

反差別国際運動 (IMADR) (<http://www.imadr.org>)